

平成21年第1回福島町議会 定例会(追加) 議案説明資料

議案第22号関係	福島町まちづくり基本条例の制定について……………	P 1
議案第23号関係	福島町まちづくり推進会議条例の制定について………	P 20
議案第24号関係	福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に 公募委員を加える関係条例の整理に関する条例 について……………	P 24
議案第25号関係	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について……………	P 25

議案第 22 号関係

福島町まちづくり基本条例の制定について

1. 制定の理由について

平成 12 年 4 月の地方分権一括法施行後の地方分権の進展や国の三位一体改革による地方財政の構造的変化等に対応したまちづくりを進め必要があることから、町民・議会・行政の役割と責任、まちづくりや行政の基本ルールを明らかにし、それぞれの役割を自覚し協働して住民自治の実現を図るため、町の最上位の条例と位置付けて条例を制定するものです。

2. 条例の概要について

条例は前文と本則 33 条で構成されています。その概要は福島町まちづくり基本条例逐条解説版（別紙）のとおりです。

3. 施行期日について

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

福島町まちづくり基本条例逐条解説

前文

わたしたちのまち福島町は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡（うみ）と大千軒岳がそびえ立つ四季折々の自然に恵まれたまちです。

わたしたちは、先人から受け継いだ豊かな自然や産業、培われてきた歴史と文化を誇りとして未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、今まで以上に「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりをめざします。

ここに、わたしたちは町民憲章の持つ精神に立ってまちづくりを進めていくことを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、世代を越えて互いに力を合わせ自らの創意工夫により住民自治を確立するために、この条例を制定します。

【趣旨】

この条例の制定に当たっての基本的な姿勢や考え方を明らかにするために、前文を設けています。

【説明】

○憲法のほかに基本法といわれる法律等には、前文が置かれ、制定の趣旨や基本的な考え方を述べています。

○この条例にも前文を置き、わたしたちが住み生活している福島町の自然、産業、歴史及び文化を未来の世代へ引き継ぐことを述べるとともに、これからのまちづくりへの決意を表しています。そして、町民憲章の持つ精神に立ってまちづくりを進めることを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、協働して住民自治を確立する決意を述べています。

【参考】

〔福島町民憲章〕昭和50年11月3日制定

私たちは、北海道漁業のさきがけとして拓かれた海峡と、大千軒岳の自然にはぐくまれた、歴史のかおり高い福島町の町民です。

私たちは、先人の偉業をたたえるとともに、未来にたくましく生きる豊かな福島町を築きます。

- 1 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
- 1 きまりを守り、助けあい、明るい町をつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります。
- 1 知性を高め、文化を育て、学びあう町をつくります。
- 1 生産のくふうをし、元気に働き、豊かな郷土をつくります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福島町のまちづくりに関する基本的事項を定めるとともに、町民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、町民自らがまちづくりに参画し協働することによって住民自治の実現を図ることを目的とします。

【趣旨】

この条例の制定目的を明らかにするものです。

【説明】

まちづくりの主体（主権者）である「町民」、間接民主主義における町民の代表機関である「議会」、基礎的な公共サービスの提供主体である「行政」の役割を明確にし、町民主体のまちづくりを将来にわたって実践することにより、福島町の住民自治の実現を図ることを、この条例の制定目的としています。「まちづくりに関する基本的事項」とは、情報の共有、町民の参画と協働を中心とするさまざまな理念、わたしたち町民の権利や責務、制度などをいいます。なお、「住民自治」とは、町民の意思を基本として施策を行うことをいいます。

○参画～まちづくりに主体的に参加し、政策の立案や計画の策定段階から実施及び評価に至る過程に積極的にかかわること。

○協働～町民と町とが「まちづくり」という共通目的を持って様々な課題を解決するために、互いの力を発揮し役割を担いながら、協力して取り組むこと。

(用語の意味)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に居住する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で活動を行う団体及び町内の企業市民をいいます。
- (2) 町 執行機関及び議会をいいます。
- (3) まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまち」を実現することをいいます。

【趣旨】

この条例の中で、「この言葉はこのような意味で使います。」ということを目明らかにするものです。

【説明】

第1号

まちづくりに関しては、住民のみならず、町と何らかの関係を持つ者すべてが協力して行うべきものとの考えから、住民のほか、町内に勤務・通学する者、町内で活動する団体及び企業市民も町に対して権利・責務を有する「町民」として、まちづくりを行っていくこととしています。なお、「企業市民」は、企業も社会の一員として事業活動のみならず、地域社会、環境、教育、文化など多方面にわたり、貢献していくものとしてとらえた企業を指しています。

第2号

この条例における「町」は、町政の執行機関のすべてと議会をいいますが、執行機関には、町長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

第3号

前文の理念に基づいたまちづくりを実現するための公共的な活動のすべてをいいます。町が行うまちづくりは「町政」ですが、このほかにも町内活動や、まちづくり団体での活動、ご近所で行う活動なども、町民全体のためになる活動は「まちづくり」であるとしています。

(まちづくりの目標)

第3条 わたしたち町民は、町民憲章を基に、次のとおりまちづくりの目標を定めます。

- (1) 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります。
- (2) きまりを守り、助け合い、明るいまちをつくります。
- (3) 自然を愛し、環境をととのえ、美しいまちをつくります。
- (4) 知性を高め、文化を育て、学びあいまちをつくります。
- (5) 生産の工夫をし、元気に働き、豊かなまちをつくります。

【趣旨】

まちづくりを行っていくうえで、常に心がけておくべき内容を、まちづくりの目標として示しているものです。

【説明】

第1号

楽しい家庭は、心も体も健康であること、家族が互いに信頼し尊重しあうことを基本として作られるものであり、よりよいまちづくりの基盤きばんであると考えています。

第2号

協調、奉仕の精神をもち、よく語りあい、励ましあうことは、社会生活における個人の手本とすべきもので、さまざまな社会活動に積極的に参加し、その中で自分と他の人をともに生かすことのできるような社会的な連帯意識と責任ある行動が明るいまちをつくるという意識が大切です。

第3号

自然環境は人の心をなごやかにし、潤うるおいを持たせる大事な財産で、自然を愛し、親しみ、自然と調和した生活をつくり伝えていくことはわたしたちの大きな責務でもあります。生活環境の整備しきくには行政施策の推進が特に必要ですが、それに対応して町民意識のたかまりと自発的な活動は欠かすことはできないと考えています。

第4号

先人に継承され発展してきた文化は、潤いと誇りを与えるとともに豊かさのみなもとになっています。それらの価値を再認識するとともに更に発展させ、新しい文化を育てること、一生を通じて学び続ける意識、町民こぞって学びあう意欲を持ち続けることが大切です。

第5号

自分の仕事に創意工夫をすることは、生産力を高め効率性を高めることになります。また、仕事に価値を見出し、社会的使命を自覚することは生きがいにもつながります。福島町が産業経済的に豊かで、生き生きと活動し続けること、知恵を出しあい創造力を発揮することを示しています。

第2章 町民の参画及び協働

(町民の役割と基本姿勢)

- 第4条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。
- 2 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つように努めます。
- 3 町民は、お互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携協力によるまちづくりを推進するように努めます。

【趣旨】

まちづくりの主体である町民の役割と基本姿勢について明確にしています。

【説明】

第1項

町民には、まちづくりの主体として、行政任せではなく、町民自ら考え行動し、住みよい地域づくりを進めていくことを定めています。

第2項

町民は、権利とともに責任があることを認識し、町全体の視点に立って、自らの発言と行動に責任を持つことを定めています。

第3項

町民は、互いの自主性、権利を尊重し、お互いに助け合い、支え合いながら、町と協働してまちづくりを進めることを定めています。

(町民の権利)

- 第5条 町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、かつ、町政に参加する権利を有します。
- 2 町民は、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として不利益な扱いを受けません。

【趣旨】

法律等で認められたもののほか、まちづくりにおける町民一人ひとりの権利を明確にしています。

【説明】

第1項

町民には、当然の権利として「知る権利」を保障し、また第三者に束縛そくぼくされることのない権利として、町政や自治活動などのまちづくり活動に自由・平等な立場で参加できることを定めています。

第2項

町民のまちづくり参加は強制されるものではなく、参加又は参加しなかったことを理由として不利益な扱いを受けることはなく、また、不利益な扱いをしないことを定めています。

(満 20 歳未満の町民の権利)

第 6 条 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。

【趣旨】

満 20 歳未満の町民の権利について明確にしています。

【説明】

満 20 歳未満の町民も、その年齢に応じて地域社会とのかかわりを持っていることから、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加できることを定めています。この例として、第 7 条により提案等を行うことや、第 23 条の住民投票への参画も予想されます。

(参画及び協働)

第 7 条 町民は、まちづくりや町の重要な施策及び計画の策定に関する提言又は提案を行うことができます。

2 町民と町は、協働のまちづくりを推進するに当たっては、目的意識の共有に努めます。

【趣旨】

町民の施策等への提言と町政への参画及び協働について明確にしています。

【説明】

第 1 項

町民は、より良いまちづくり、町の重要な施策及び総合開発計画、防災計画、高齢者保健福祉計画、住宅マスタープランなどの基本的な計画の策定に関して提言又は提案を行うことができることを定めています。

第 2 項

町民と議会及び行政はお互いの役割と責任のもとで、目的意識を共有し課題や目標に向かって一丸となって、共に行動していく「協働のまちづくり」を定めています。

(参画機会の保障)

第 8 条 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参画する機会を保障し、協働のまちづくりを積極的に推進します。

【趣旨】

町政の基本的な政策の方向を示す計画や条例について、町民の参画機会を保障し、協働のまちづくりを進めることを規定しています。

【説明】

第 7 条の説明にある基本的な計画や町政運営の基本となる重要政策などを決定する際、町は、町民の意見が立案段階から反映されるように「町民参画」の方法を明確にするなどして、町民参画に取り組み、民意が反映されたまちづくりを進めていくことを定めています。

(委員の公募)

第9条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、公募の委員を加えるように努めます。

【趣旨】

町の政策形成過程において、重要な役割を担う審議会等について、町民参加の機会を確保するとともに公正を図るため、委員の公募について規定しています。

【説明】

性別、職業などの差別なく、多くの町民が適切に町政に参加できるよう、町は審議会等の委員の選考に当たり、指名のほか、町民自らの意思による公募委員を加えるよう定めています。なお、委員の年齢は原則 20 歳以上とします。

(パブリック・コメントー町民の意見表明ー)

第10条 町は、町民生活に重要な計画等の策定に当たり、町民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、町民の意見を聞くとともに、提出された町民の意見に対する町の考え方を公表します。

【趣旨】

町民の意見を町政に反映させる具体的な手法のひとつである、パブリック・コメント（町民の意見表明）について規定しています。

【説明】

広く町民の生活に関わる計画や条例の策定に当たり、案の段階から町民に公表し、これについて町民から聴取した意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町長等の考え方を公表し、公正で透明性の高い町政を進めることを定めています。

(コミュニティ活動の推進)

第11条 町は、まちづくりに自主的、自立的に取り組んでいる町民のコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に必要な地域情報の提供その他の支援に努めます。

3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに情報提供を行い、活動に参加するように努めます。

【趣旨】

地域の活性化に大きな役割を果たしている、町民のコミュニティ活動の重要性と町のかかわりを規定しています。

【説明】

第1項

まちづくりの重要な担い手となるコミュニティの活動は自主・自立の考え方が基本です。当然のこととして、町はコミュニティの自主的、自立的な活動を尊重することを定めています。コミュニティには、居住する地域を単位とした町内会やテーマ別に活動してい

るボランティアグループをはじめとする活動団体などの多様な組織を含みます。

第2項

コミュニティの自主性、自立性を尊重しながら、協働のまちづくりを進める環境づくりのため、必要に応じた適正な範囲で活動場所の提供、活動資金の援助、活動に関する情報提供などの支援ができることを定めています。

第3項

町民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすうえで大切なコミュニティ活動に各人が可能な範囲で協力し、参加するように努めることを定めています。

第3章 議会

(議会の役割と責務)

- 第12条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に分かりやすい、開かれた議会をめざします。
- 2 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。
- 3 議会は、豊かなまちづくりの実現をめざし、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。
- 4 第1項から前項までに規定するもののほか、本条に関し必要な事項は、福島町議会基本条例（平成 年福島町条例第 号）に定めるところによります。

【趣旨】

町議会の役割と責務について明らかにしています。

【説明】

第1項

町議会は、町民の直接選挙で選ばれた代表機関であることを自覚し、町民の意思の把握や議会への町民参加を推進するとともに、町民に分かりやすい、開かれた議会を目指すことを定めています。

第2項

議決機関として議員相互の自由討議を尽くして意思決定を行い、議会活動を町民に説明していくことを定めています。

第3項

豊かなまちづくりの実現に向けて、町民が実感できる政策の提言・提案に努めることを定めています。

第4項

第1項から第3項までに規定するもののほか、具体的な議会の役割と責務に関しては、議会基本条例によることを定めています。

(議員の責務)

- 第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

【趣旨】

議員の責務について規定しています。

【説明】

町民の直接選挙によって選ばれる町議会議員は、町議会が町民の信託を受けたものであることを深く認識し、豊かなまちづくりの実現に向けて必要な事項の調査、研究等に努めるとともに、住民自治を実現するため、この条例を誠実に守って議会活動を行うことを定めています。

第4章 町長等

(町長の責務)

第14条 町長は、町民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

2 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。

【趣旨】

町政の代表者である町長の果たすべき責務について規定しています。

【説明】

第1項

町民の直接選挙によって選ばれる町長は、町政が町民の信託を受けたものであり、また、町民に対して直接に責任を負う立場にあることを深く認識し、町民の意思を尊重して、公正かつ誠実に開かれた町政運営を行わなければならないことを定めています。

第2項

町民が主体となった住民自治を実現するため、この条例を誠実に守って町政を運営しなければならないことを定めています。

(就任時の宣誓)

第15条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の一層の充実をめざし、この条例の理念を実現するために、福島町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用します。

【趣旨】

趣旨は、町長の責務と同じです。

【説明】

第1項

町長は、自らまとめた言葉で具体的に宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識すること、町民にとっても町長が何を基本(理念)として自らの仕事を進めるのかを再確認してもらうことを目的として定めています。

第2項

副町長及び教育長の就任についても町長と同様に宣誓することを定めています。

(執行機関の責務)

- 第16条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に事務の執行に当たります。
- 2 執行機関は、町民の意思を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務の執行に努めます。

【趣旨】

執行機関の責務について規定しています。

【説明】

第1項

執行機関は、その権限の範囲内にあつては相互に独立の関係にあることから、それぞれの管理下における事務の執行に当たっては、自らの意思決定に基づき、公正で誠実に行わなければならないことを定めています。

第2項

執行機関は、町民の意思をまちづくりに反映し住民自治を実現するため、情報の共有と町民参加の機会を保障し、町民と連携協力して事務の執行を行わなければならないことを定めています。

(町職員の責務)

- 第17条 町職員は、常に町民が主権者であることを認識し、全体の奉仕者として、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めます。
- 2 町職員は、まちづくりに必要な知識の取得、技能の向上に努めます。
- 3 町職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、町民の信頼の獲得に努めます。

【趣旨】

町長の補助執行者である町職員の果たすべき責務について規定しています。

【説明】

第1項

町職員は、町民がまちづくりの主権者であることを常に認識し、全体の奉仕者として、その職務を遂行するに当たっては、この条例を誠実に守って全力で職務を行うことを定めています。

第2項

町職員は、社会情勢の変化や町民の意向に的確に対応したまちづくりを推進するため、必要な知識の取得や技能の向上に努めることを定めています。

第3項

町職員は、自分も町民の一人、社会の一員であることを自覚し、常に町民からの信頼獲得に努めることを定めています。

第5章 町政運営

(総合計画)

- 第18条 町長は、この条例の目的及び目標に基づくまちづくりの具体化のため、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。
- 2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加え柔軟に見直しを行います。
- 3 町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理し、その状況を公表します。

【趣旨】

町のまちづくりの最上位の計画である総合計画の策定等について規定しています。

【説明】

第1項

本条例の趣旨に基づくまちづくりの具体化のため、地方自治法第2条第4項に規定する基本構想の他に、基本計画及び実施計画を策定することを定めています。

第2項

総合計画は、社会経済状況の変化等に対応できるように常に検討を加え柔軟に見直しを行うことを定めています。

第3項

町長は、総合計画に基づく事業の進行状況を管理するとともに、事業の進捗^{しんちよく}状況について公表することを定めています。

(財政運営)

- 第19条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画及び行政評価を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況を分かりやすく公表します。

【趣旨】

町の財政運営に関する基本原則について規定しています。

【説明】

総合計画と行政改革に関する計画及び各種事務事業の評価を踏まえた財政計画を策定して計画的で健全な財政運営を行い、財政運営の状況について町民に分かりやすい資料を作成のうえ公表することを定めています。

(行政改革・行政評価)

第20条 執行機関は、行政運営のあり方を見直すため行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。

2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

【趣旨】

効率的、効果的な財政運営を進めるための、行政改革及び行政評価について規定しています。

【説明】

第1項

執行機関は、社会経済情勢の変化に対応し、行政全般のあり方を点検し、行財政運営や制度の見直しを行ない、行政改革を進めることを定めています。

第2項

行政評価は、施策や個々の事務事業が、効率よく、また効果的に行われているかを検証する制度であり、評価の過程及び結果について、町民に分かりやすい形で公表し、その評価結果に基づいて事務事業の見直しや改善を行い、予算や施策等へ反映させ行政運営を進めることを定めています。

(組織・機構)

第21条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成し、円滑な行政運営を進めます。

【趣旨】

町の組織・機構の編成について規定しています。

【説明】

町の組織は、町民に分かりやすく、気軽に相談でき、利用しやすくそれぞれの組織が連携し、簡素で効率的、機能的でなければならないとともに、社会経済情勢や町民ニーズに的確に対応できるよう柔軟に編成し、行政運営を進めることを定めています。

(災害などへの対処)

第22条 町は、災害などの不測の事態から町民の生命と財産、生活の安全を守るように努めます。

2 町民は、自ら災害などに備え、緊急時には地域で相互に助け合います。

【趣旨】

災害をはじめとする緊急時の対処について定めています。

【説明】

第1項

町は、自然現象による災害の他に、人為的原因による事件、事故などの不測の緊急事態から町民の生命と財産を保護し、生活の安全を守るために最善の対策に努めることを定めています。

第2項

町民は、日頃から災害等の非常時に備えるとともに、災害等の発生時における自らの役割を認識し、緊急時には地域で相互に協力して助け合う必要があることを定めています。

(住民投票)

第23条 町長は、まちづくりに関する重要課題（以下「重要課題」という。）について、直接、町民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 町民は、重要課題について、選挙権を有する者の4分の1以上の連署により、町長に住民投票を請求することができます。
- 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 4 町民及び町長と議会は、住民投票の結果を尊重します。

【趣旨】

直接、町民の意思を問う住民投票制度について規定しています。

【説明】

第1項

町のまちづくりに重要な政策判断が必要な課題については、町民に対する最終意思確認の手段として、住民投票を実施することができることを定めています。

第2項

町民は、まちづくりの重要な課題について、公職選挙法第19条に規定されている選挙人名簿に登録されている者の4分に1以上の連署により、町長に住民投票を請求することができることを定めています。

第3項

住民投票は、事案により、投票資格者の範囲が異なる場合もあるため、個別事案が発生した時点で投票条例を制定することを定めています。

第4項

地方自治は、あくまで町長、町議会議員を町民の代表者とする間接民主制が原則であり、住民投票はそれを補完^{ほかん}し、自治を充実させる制度として位置付けられます。住民投票の結果が法的な拘束力^{こうそくりょく}を持つものではありませんが、町民、町議会、そして町長がその結果を尊重することを定めています。

第6章 情報共有

(情報共有の原則)

第24条 町民と町は、まちづくりの目標を実現するために必要な情報を共有します。

【趣旨】

町民と町が相互の信頼関係の基に協力しまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する正確な情報を相互に共有することが基本であることを規定しています。

【説明】

町民の町政参加の前提条件^{ぜんてい}ともいえる町政に関する情報については、「町民の共有財産」とする認識に立って、町が積極的に町民に提供することはもちろん、互いに情報を提供し合い、情報の共有を進めることを定めています。

(情報提供)

第25条 町は、福島町情報公開条例（平成12年福島町条例第1号）で定めるところにより、町民に対し町の保有する情報を公開するとともに、分かりやすく提供します。

2 町は、まちづくりに関する情報を収集し、速やかに提供できるよう整理、保存に努めます。

【趣旨】

町民との情報共有を進めるため、積極的な情報の公開及び提供に関する町の役割を規定しています。

【説明】

第1項

町民の知る権利、情報を取得する権利を保障するものとして、情報公開条例が定められていますが、請求によって情報を提供するだけでなく、町は、保有する情報を進んで分かりやすく提供することを定めています。

第2項

町は、まちづくりに関する正確で適正な情報を収集し、速やかに提供できるよう適切な管理を行うことを定めています。

(説明責任)

第26条 町は、施策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明します。

【趣旨】

町の町政運営等における、町民に対しての説明責任について規定しています。

【説明】

町政運営に関する政策等について、その政策の立案、実施及び評価に至るそれぞれの過程において、目的、必要性等の内容や効果等を町民に分かりやすく説明する責任があることを定めています。

(応答責任)

第27条 町は、町民のまちづくりに関する意見及び要望、苦情に対し迅速かつ誠実に応答します。

【趣旨】

町政に関して、町が町民に果たすべき応答責任について規定しています。

【説明】

町は、町民から寄せられた意見、要望、苦情については、その負託に応えるため、迅速かつ誠実に事務処理を進めることを定めています。

(個人情報の保護)

第28条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、福島町個人情報保護条例（平成12年福島町条例第2号）で定めるところにより、町の保有する個人情報を保護します。

【趣旨】

町が保有する個人情報の保護について規定しています。

【説明】

町が保有する情報の公開や提供により「町民の知る権利」（第5条）を保障する一方で、町民のプライバシーを守り、個人の権利や利益が損なわれないように町が保有する個人情報の適正な利用と管理を行うことを定めています。

第7章 連携

(様々な人たちとの交流)

第29条 町民及び町は、様々な活動や交流を通じて、福島町出身者をはじめとした町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するように努めます。

【趣旨】

他の市町村や国々の人たちとの交流について規定しています。

【説明】

福島町の出身者をはじめとした他の市町村に住む人や外国人など様々な人たちの知恵や意見をまちづくりに活かすため、町民以外の福島町に関係や関心のある人たちとの活動や交流を進めていくことを定めています。

(広域的な連携)

第30条 町は、近隣自治体との広域連携や国、北海道、その他の機関と連携を図りながら、まちづくりを推進します。

【趣旨】

近隣自治体、国、北海道、その他の機関との連携について規定しています。

【説明】

現在、福島町が広域連携で行っているものは、し尿・ごみ処理、消防、介護保険認定審査事務、町税徴収事務があります。今後も、効率的な町政運営と町民サービスの向上を図るため、あらゆる分野において近隣自治体との広域連携や国、北海道、その他の機関と連携・協力しながらまちづくりを進めることを定めています。

第8章 条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第31条 この条例は、まちづくりの基本原則であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めます。

2 町は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

【趣旨】

この条例は、町が定める他の条例の上位であると位置付けています。

【説明】

第1項

この条例にはまちづくり全般にわたる理念に加え、町民等の権利や責務など基本的な事項を定めている条例であることから、他の条例の上位にあるものとして、町民と町は最大限尊重してまちづくりを進めなければならないことを定めています。

第2項

町は、他の条例、規則等の制定、廃止及び改正を行う場合にあっては、この条例の趣旨に沿ったものでなければならないことを定めています。

(まちづくり推進会議の設置)

第32条 町長の附属機関として、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

2 前項の推進会議に必要な事項は、別に条例で定めます。

【趣旨】

この条例の検討及び見直し等の必要な事項を協議するための「まちづくり推進会議」の設置について規定しています。

【説明】

第1項

この条例の検討等に関する町長の^{しもん}諮問に応じて^{とうしん}答申することの他に、まちづくりの推進に関して町長に意見を述べることができる町長の附属機関として推進会議を設置するものです。

第2項

推進会議の組織及び運営に関する事項は、別に条例で定めることとしています。

(条例の検討及び見直し)

第33条 町は、この条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います。

【趣旨】

この条例の検討及び見直しについて規定しています。

【説明】

町は、この条例が初期の目的を達成しているかどうかについて、施行後4年を超えない期間ごとに検討し、その結果に基づいて見直しを行うことを定めています。なお、本条例の見直しは推進会議に諮ることとしています。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行します。

議案第 2 3 号関係

福島町まちづくり推進会議条例の制定について

1. 制定の理由について

福島町まちづくり基本条例の制定に伴い、同条例第 3 2 条の規定に基づき条例を制定するものです。

2. 条例の概要について

条例は本則 1 1 条で構成されています。その概要は福島町まちづくり推進会議条例逐条解説版（別紙）のとおりです。

3. 施行期日について

平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

福島町まちづくり推進会議条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【説明】

福島町まちづくり基本条例第32条の規定に基づいて、町長の附属機関として設置する「福島町まちづくり推進会議」の組織及び運営に関して必要な事項を定めることが、この条例の趣旨です。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成 年福島町条例第 号）第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議し、町長に報告するものとする。

- (1) 財政計画に関する事項
- (2) 行政評価に関する事項
- (3) ふるさと応援基金に関する事項
- (4) その他行財政の運営に関する事項

【説明】

推進会議で行う事項を規定しています。町長の^{しもん}諮問に応じて、福島町まちづくり基本条例第33条に基づき、当該条例の内容について調査審議し、答申するほか、同条例第19条の「財政計画の策定」、同第20条の「行政評価」を始めとした町の行財政運営の全般について協議し、町長に報告することを定めています。

(組織)

第3条 推進会議は、委員16人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 総合開発審議会の委員 4人
- (1) 知識経験者その他の町民 8人
- (2) 公募による町民 4人

【説明】

推進会議の組織について規定しています。委員は16人とし、うち総合開発審議会委員は4人、知識経験者その他の町民の委員は8人、公募による委員を4人と定めています。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

【説明】

推進会議に会長と副会長を委員の互選により置くことを定めています。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【説明】

推進会議の委員の任期を2年とすることを定めています。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 推進会議の会議は、公開する。

【説明】

推進会議の会議招集等について定めています。

(専門部会)

第7条 推進会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務教育部会
- (2) 経済福祉部会
- 2 前項の部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

【説明】

推進会議に2つの専門部会を置くことを定めています。

(関係者の出席等)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

【説明】

推進会議を円滑かつ効率的に行うため、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見等を聴くことや必要な資料の提出を求めることができることを定めています。

(諮問事項等の公表)

第9条 推進会議は、諮問に対する答申又は協議事項を町長に報告したときは、その内容を公表するものとする。

【説明】

推進会議は諮問事項に対する答申や協議事項を町長に報告したときは、その内容を公表しなければならないことを定めています。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

【説明】

推進会議の庶務は、総務課で行うことにしています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

【説明】

この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項が生じた時点で、会長が推進会議に諮って決めることを定めています。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の規定は、平成21年7月1日から適用する。

議案第 24 号関係

福島町まちづくり基本条例の制定に伴う審議会等に公募委員を加える関係条例の整理に関する条例について

1. 提案の理由について

福島町まちづくり基本条例第9条に規定する審議会等委員の選任にあたり「公募の委員」を加えるための整理条例で、町長及び教育委員会が委嘱・任命する13の審議会等の関係条例の一部を改正するものです。

2. 改正条例について

- ①福島町表彰条例
- ②福島町特別職報酬等審議会条例
- ③福島町青少年問題協議会条例
- ④福島町情報審査会条例
- ⑤福島町総合開発審議会条例
- ⑥福島町地域農政総合対策推進協議会条例
- ⑦福島町林業振興協議会条例
- ⑧福島町都市計画審議会条例
- ⑨福島町介護保険条例
- ⑩福島町国民健康保険条例
- ⑪福島町社会教育委員の定数及び任期に関する条例
- ⑫福島町文化財保護条例
- ⑬福島町立学校給食共同調理場設置条例

3. 改正の主な内容について

各条例中の組織等の規定の中に「公募による町民」等の文言を追加するものです。

4. 施行期日等について

平成21年4月1日から施行としていますが、この条例の施行の際に現に委員であるものの任期がそのまま継続できる経過措置を設けています。

議案第 25 号関係

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について

1. 提案の理由について

福島町まちづくり推進会議条例により設置される同推進会議を日額支給委員に加えるために本条例の一部を改正するものです。

2. 施行期日について

平成 21 年 4 月 1 日から施行する。